

保険薬局会員 各位

(一社)姫路薬剤師会会長 浦上 文男
医療保険部担当副会長 池口 由美

平素より、本会会務に格別のご高配を賜り、厚く御礼申し上げます。

令和2年5月1日付の「新型コロナウイルス感染拡大に際しての電話や情報通信機器を用いた診療等の時限的・特例的な取扱いに係る、薬剤の配送料に係る国費支援について」の連絡事項があり、実施状況の報告を求められております。

(詳細については、(一社)兵庫県薬剤師会HP内「薬局における薬剤交付支援事業の実施について」および、当該HPの会員ページ内「新型コロナウイルス感染症に係る診療報酬等に関する通知等」をご確認ください。)

報告対象について下記の点にご留意ください。

患者または家族が来店し、直接服薬指導、投薬をした場合は報告の必要はありません。またその場合、備考欄への記載なし（すなわち、通常の処方箋）として取り扱います。

※該当する処方箋が発生した薬局においては、当月の実績を翌月15日までに提出。締め切りを過ぎた報告は無効とする。（4/30分は6/15べ）とされています。

今一度内容を熟読いただき、対応くださいますようお願い申し上げます。

以上